

令和5年度

中小企業リスク対策強化補助金の公募について
(一般対策型／地域連携型／多様な経営リスク対策型)

～ 受付期間 ～

令和5年6月1日（木）から

(交付申請の受付は先着順とし、予算が無くなり次第、公募を終了します)

令和5年6月

鳥取県商工労働部商工政策課

(電話：0857-26-7565)

中小企業リスク対策強化補助金公募要領

(一般対策型／地域連携型／多様な経営リスク対策型)

令和5年度「中小企業リスク対策強化補助金（一般対策型／地域連携型／多様な経営リスク対策型）」（以下「本補助金」という。）の公募を行いますので、交付を希望される方は下記に基づき申請されるようご案内いたします。

1 制度の目的

本補助金は、中小企業者等の事業環境が自然災害、感染症等の環境リスクのほか、グローバル経済下での為替や原材料価格等の急激な変動をはじめとする様々なリスクと隣り合っていることから、事業継続計画（以下「BCP」という。）の策定・実践推進の取組に加え、サプライチェーンリスクや経済安全保障等の新たな課題への対応を強化する取組を支援し、県内事業者の事業継続力を高めることを目的とします。

2 申請先

(1) 受付期間

令和5年6月1日（木）から

※注意事項

- 「7 補助対象期間」に掲げる期間内（令和6年3月31日まで）に、補助事業を完了する必要があります。なお、補助対象期間内に完了しなかった場合は、補助対象となりませんので、余裕を持って申請してください。

《補助事業の完了とは》

一般対策型 地域連携型	防災措置又は地域の安心・安全に資する活動にかかる機器等の発注・設置・代金の支払いまでを完了すること
多様な経営リスク 対策型	実施した調査・対応等の代金の支払いまでを完了すること

- 交付申請の受付は先着順とし、予算が無くなり次第、公募を終了します。

(2) 問合せ先（申請先）

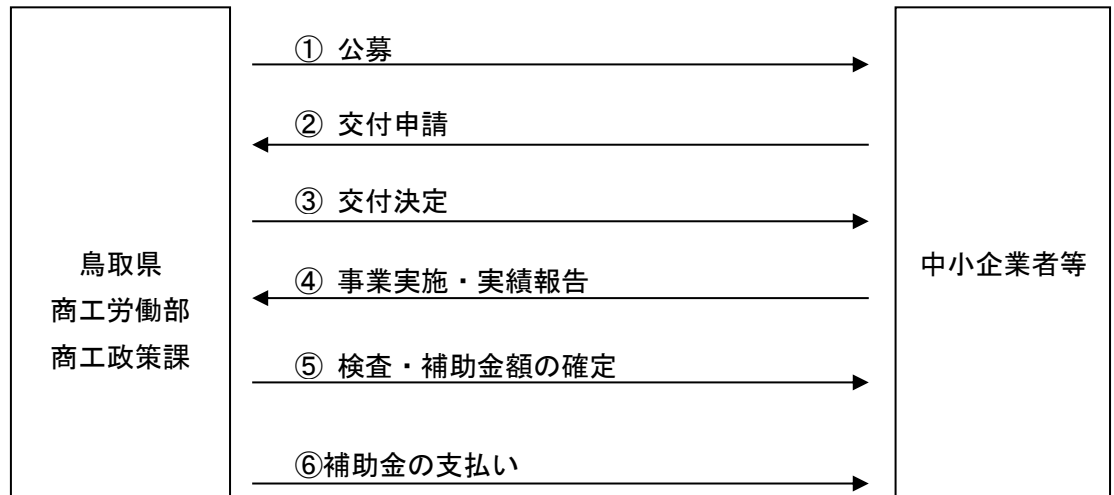
鳥取県商工労働部商工政策課

住 所：〒680-8570 鳥取市東町1丁目220

電 話：0857-26-7565

FAX：0857-26-8117

3 事業スキーム



4 補助対象者

一般対策型	以下の全てを満たす、 <u>中小企業者等</u> ※ ¹ (1) <u>BCPを策定していること</u> (2) 県内に所在する事業所における BCP の実効性向上や災害対応力等の強化を行おうとしていること (3) 過去3年以内に本補助金の目的と同等な県の補助金の利用がないこと
地域連携型	以下の全てを満たす、 <u>中小企業者等</u> ※ ¹ (1) 策定済の BCP において地域の住民や事業者の安心・安全に資する活動等を定めていること (2) 自治会、町内会、事業者団体等と当該活動にかかる協定等を締結していること (3) 過去3年以内に本補助金の目的と同等な県の補助金の利用がないこと
多様な経営リスク対策型	以下の全てを満たす、 <u>中小企業者等</u> ※ ¹ (1) <u>パートナーシップ構築宣言</u> ※ ² を行っている、又は行おうとしていること (2) 過去3年以内に本補助金の目的と同等な県の補助金の利用がないこと

※1 「中小企業者等」とは、次のいずれかに該当するものとします。

ア 中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 1 項に定める中小企業者[※]
¹⁻¹であって、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を
行うために必要な施設を有するもの。

※1-1 具体的には、以下の表に示す会社及び個人、組合（企業組合、協業組合、事業協
同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会、その他組合）が該当します。

（中小企業者の定義）

業種	定義（下記を満たす会社及び個人）
製造業、建設業、運輸業、 その他の業種	資本金 3 億円以下 又は 従業者数 300 人以下
卸売業	資本金 1 億円以下 又は 従業者数 100 人以下
小売業	資本金 5 千万円以下 又は 従業者数 50 人以下
サービス業	資本金 5 千万円以下 又は 従業者数 100 人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空 機用タイヤ及びチューブ製造業並 びに工業用ベルト製造業を除く。）	資本金 3 億円以下 又は 従業者数 900 人以下
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	資本金 3 億円以下 又は 従業者数 300 人以下
旅館業	資本金 5 千万円以下 又は 従業者数 200 人以下

イ 上記のほか、鳥取県と災害時応援協定を締結しているなど、商工労働部長が必要と認
める者

※2 「パートナーシップ構築宣言」とは、発注者側の企業の代表者がサプライチェーンの
取引先との連携を進めることで新たなパートナーシップを構築することを宣言するもの
です。

[パートナーシップ構築宣言ポータルサイト]

<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

※ その他、次のいずれかに該当する者は、本補助金には申請できません。

（1）交付申請書等の提出を行った日から起算して過去 2 年間の事業活動に関し、故意又は重
大な過失による法令違反をしていると認められる者（法人にあつては、財務諸表等の用語、
様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 8 項の規定による

関係会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあつてはそれを構成する事業者の役員を含む。)

(2) 次のいずれかに該当する者

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- エ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

5 補助対象事業

一般対策型	<u>BCP</u> ※ ¹ の実効性向上や災害対策、感染症対策の強化を行っていく上で必要となる防災措置を講じる事業
地域連携型	BCPに基づき地域の住民や事業者の安心・安全に資する活動等を行う上で必要となる備品・備蓄品の導入等の措置を講じる事業
多様な経営リスク対策型	価格の適正化、サプライチェーンの維持・強化、経済安全保障等への対応等に係る対策や調査を講じる事業

※1「BCP」とは、次の要件を満たすものとします。

- (1) BCPで対象とする重要な業務とその目標復旧時間が設定されていること。
- (2) 非常時に対応するための体制や役割、対応方法等が定められていること。
- (3) 非常時に不可欠となる物資の備蓄やデータのバックアップ等、最低限の事前対策が計画されていること。
- (4) 社員や非常時に連絡すべき重要な顧客・取引先等の連絡先が整備されていること。
- (5) 社内での教育や演習、BCPの継続的な改善方法が定められていること。

※注意事項

- 「7 補助対象期間」に掲げる期間内（令和6年3月31日まで）に、補助事業を完了する必要があります。なお、補助対象期間内に完了しなかった場合は、補助対象となりませんので、ご注意ください。
- 補助金交付決定前に既に着手（発注、契約等）又は終了している事業は対象外となります。

6 補助率及び補助金上限／下限額

一般対策型	補助率	補助対象経費の1／2 (補助金の額は千円未満切り捨て)
	補助金上限額	500千円
	補助金下限額※	300千円
地域連携型	補助率	補助対象経費の2／3 (補助金の額は千円未満切り捨て)
	補助金上限額	1,000千円
	補助金下限額※	300千円
多様な経営リスク 対策型	補助率	補助対象経費の1／2 (補助金の額は千円未満切り捨て)
	補助金上限額	300千円

※補助金下限額について

- 備品・備蓄品等の導入にかかる経費が、一般対策型においては600千円未満（消費税及び地方消費税抜き）、地域連携型においては450千円未満（消費税及び地方消費税抜き）の事業は対象になりませんのでご注意ください。

7 補助対象期間

交付決定の日から交付決定の日の属する年度の3月31日まで

8 補助対象経費

一般対策型	BCPの実効性向上や災害対策、感染症対策の強化を行っていく上で必要となる防災措置や事業継続を行う上で必要な設備等の導入に要する経費で、次に掲げるものを対象とします。 (1) 自家発電装置、蓄電池等の購入及び設置に要する経費 (2) 緊急地震速報システム、従業員等の安否確認を行うためのシステムの導入に要する経費 (3) 非常時対応のための通信機器等の導入に要する経費 (4) データバックアップサーバー、データバックアップシステムの導入に要する経費 (5) 飛散防止フィルム、転倒防止装置等の購入及び設置に要する経費 (6) 土嚢、止水板、排水ポンプ等の購入に要する経費
-------	--

	(7) 従業員の安全確保のために必要となる備蓄品（非常食、簡易トイレ、毛布等）の導入に要する経費 (8) 感染症対策に資する営業や採用等の事業活動の強化のために行うシステムの導入等に要する経費 (9) 感染拡大時の拠点分散化（サテライト、製造現場、本社等）に必要なネットワーク形成等に要する経費 (10) その他補助事業の遂行に必要と認められる経費
地域連携型	B C Pに基づき地域の住民や事業者の安心・安全に資する活動等を行う上で必要となる備品・備蓄品等の導入に要する経費で、次に掲げるものを対象とします。 (1) 電力の地域開放（蓄電池、自家発電機、災害用携帯充電器等）に要する経費 (2) 地域の住民や事業者に提供する備蓄品（非常食、簡易トイレ、毛布等）の導入に要する経費 (3) 社屋等を避難所として提供する場合（災害対策基本法に基づき市町村長により「指定緊急避難場所」に指定されているものに限る。）に必要となる設備等（土嚢、止水壁、排水ポンプ等）の導入に要する経費 (4) その他補助事業の遂行に必要と認められる経費
多様な経営リスク 対策型	グローバル経済環境下における為替の変動、エネルギー価格若しくは原材料価格等の変動に伴う適正な価格転嫁による取引価格の適正化、温室効果ガス排出量の削減、パンデミックや地政学的要因等による供給網の寸断、並びに経済安全保障に基づく対応など、多様な経営リスクに対応することを目的として実施する、次に掲げる経費を対象とします。 (1) 自社やサプライヤーに対する調査に要する経費（旅費、調査委託費等） (2) 弁護士への相談、書類作成等の委託費等の法務的業務の委託等に要する経費 (3) 専門家から受けるコンサルティングに要する経費 (4) その他補助事業の遂行に必要と認められる経費

※注意事項

共通	● <u>補助金交付決定前に既に着手（発注、契約等）又は終了している事業は対象外となります。</u> ● 消費税及び地方消費税、振込手数料、郵便為替手数料は補助対象外です。
一般対策型 地域連携型	● 法令上備え付けることが義務付けられているものを購入するための経費並びに直接人件費及び設備導入等以降に必要となるリース経費、維持管理経費等の次に掲げる経費は補助対象外となります。 （１）除雪機、携帯電話、パソコン等の購入に要する経費 （２）消火器、火災報知器等の購入に要する経費 （３）従業員・アルバイトの給与及び賃金相当額 （４）リースによる設置や割賦販売で設備等を購入する際に要する経費、保険料、維持管理費、運営費、調査業務等委託費、設計費等 （５）その他商工労働部長が適切でないと判断する経費

9 交付申請に必要な書類

区分	提出書類
共通	（１）交付申請書（本資料掲載の様式第１号（第５条関係））
	（２）補助事業計画書（交付要綱様式第１号）
	（３）収支予算書（交付要綱様式第２号）
	（４）県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有することがわかる書類（商業登記簿謄本の写し又は定款の写し）
	（５）見積書等経費の積算根拠が分かる書類
	（６）決算書（直近２期分。個人事業主の場合は確定申告書類の写し。）
	（７）（※鳥取県の課税対象者となる場合）鳥取県が課税する全ての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことが確認できる書類（納税証明書等）
	（８）その他商工労働部長が必要と認めた書類
一般対策型	（９）ＢＣＰの写し
地域連携型	（１０）ＢＣＰの写し（地域連携にかかる項目が記載されている

	もの)
	(11) 自治会、町内会、事業者団体等との協定書等の写し
	(12) パートナースhip構築宣言の写し ※パートナースhip構築宣言を行っている場合
多様な経営リスク 対策型	(13) パートナースhip構築宣言に向けた取組が分かる資料の 写し（宣言案文等） ※事業実施後にパートナースhip構築宣言を行う場合

※ 各様式のデータファイル（ワード）は、鳥取県のホームページからダウンロードすることができます。

※注意事項

- 必要に応じて別途追加資料をお願いする場合がありますので御承知ください。
- 応募に係る一切の費用は応募者自身の負担となります。
- 応募に必要な書類の提出部数は1部です。

10 交付決定の主な条件

審査基準は次のとおりです。（審査に適合しない場合、交付決定できません。）

一般対策型	(1) 資格審査 ・申請者が補助対象者の要件を満たしているか。 ・BCP策定済みか。 (2) 実現可能性 ・機器等を導入した場合の効果、必要性 (3) 事業計画・予算の適切性 ・防災措置を講ずるに当たっての計画や予算の内容が適切かつ妥当か。
地域連携型	(1) 資格審査 ・申請者が補助対象者の要件を満たしているか。 ・BCPにおいて地域の住民や事業者の安心・安全に資する活動等を定めているか。 ・自治会、町内会、事業者団体等と災害発生時の連携事項に関する協定等を締結しているか。 (2) 実現可能性 ・機器等を導入した場合の効果、必要性 (3) 事業計画・予算の適切性 ・防災措置を講ずるに当たっての計画や予算の内容が適切かつ妥当か。

多様な経営リ スク対策型	(1) 資格審査 ・申請者が補助対象者の要件を満たしているか。 ・パートナーシップ構築宣言を行っているか。 ・パートナーシップ構築宣言を行っていない場合、宣言に向けた取組を行っているか。 (2) 事業計画・予算の適切性 ・価格適正化やサプライチェーンの維持・強化に向けた計画が適切か。また、予算が妥当か。
-----------------	--

1 1 補助事業に関する注意事項

(1) 補助対象経費に関すること

- ・ 補助対象経費は、補助対象期間中に補助事業に対して支出する（実際に支払が行われる）費用に限られ、明確に区分でき、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。よって、電話代等、領収書によって明細を確認できない経費は対象外です。また、交付決定前に発注（申し込み）、購入、契約等を実施したものも対象外となります。
- ・ 消費税及び地方消費税、振込手数料、郵便為替手数料は補助対象外です。
- ・ 実績報告書の検査の結果、補助金の交付決定の内容に合致しない支出、あるいは補助対象外の支出があった場合、当該支出については交付しません。
- ・ 補助事業者が事業の途中で補助事業の全部又は一部を遂行することができなくなった場合には、県は交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
- ・ 補助事業者は、補助対象経費の収支状況等を証する書類を整備し、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存する必要があります。

(2) 不正行為等への対応について

- ・ 交付決定後又は事業完了後であっても、虚偽の申請があった場合などは、交付決定を取り消す場合があります。

(3) 財産の処分の制限について

- ・ 本補助事業を活用して取得した財産は、知事の承認を受けないで交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。

1 2 B C Pの普及啓発等への協力について

本補助事業を活用した方は、パンフレットやホームページ等での事例紹介など県が実施するB C P普及啓発活動への協力をお願いします。

13 Q & A

補助メニュー	Q & A
一般対策型	Q 1. 備蓄用の非常食や飲料水は補助の対象になりますか？ A 1. 従業員の安全確保等に資する備蓄用の非常食や飲料水は補助の対象になります。 Q 2. 非常時持ち出し用のパソコンや携帯電話は対象になりますか？ A 2. パソコン、携帯電話など通常業務にも使用できるものは対象になりません。除雪機も同様です。 Q 3. 補助下限額が 30 万円とありますが、機器等を購入した費用が 60 万円未満の事業は補助対象外ということですか？ A 3. そのとおりです。補助対象となるのは、防災措置等を講じるために購入した機器等の費用が 60 万円（消費税及び地方消費税抜き）以上の事業となります。
地域連携型	Q 4. 補助下限額が 30 万円とありますが、機器等を購入した費用が 45 万円未満の事業は補助対象外ということですか？ A 4. そのとおりです。補助対象となるのは、防災措置等を講じるために購入した機器等の費用が 45 万円（消費税及び地方消費税抜き）以上の事業となります。
共通	Q 5. 同一の事業者が利用できる補助メニューはひとつだけですか？ A 5. 同一の事業者の方が「一般対策型」、「地域連携型」、「多様な経営リスク対策型」それぞれの補助メニューをご利用いただけます。

様式第1号(第5条関係)

令和 年 月 日

鳥取県知事 様

住 所
申請者 氏 名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度中小企業リスク対策強化補助金交付申請書

中小企業リスク対策強化支援補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	
算定基準額(見込み)	
交 付 申 請 額	
添 付 書 類	1 事業計画書 2 収支予算書

(注) 算定基準額が確定している場合は「算定基準額」欄の「(見込み)」を削除すること。